

富山大学自然科学研究支援センターのセンター長及び教員等選考規則

平成 22 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山大学自然科学研究支援センター規則(以下「センター規則」という。)第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、富山大学自然科学研究支援センター(以下「センター」という。)のセンター長、施設長及び教員の選考に関し、必要な事項を定める。

(センター長の選考)

第 2 条 センター長の選考は、富山大学自然科学研究支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の推薦に基づき、学長が行う。

2 運営委員会は、前項の推薦に当たって、本学の教授のうちから選定するものとする。

(センター長の選考時期)

第 3 条 センター長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員になったとき。

2 前項第 1 号に該当する場合の選考は、任期満了の 30 日前までに、同項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、速やかにこれを行わなければならない。

(施設長の選考)

第 4 条 施設長の選考は、運営委員会の推薦に基づき、センター長が行う。

2 運営委員会は、前項の推薦に当たって、本学の教授のうちから選定するものとする。

(施設長の選考時期)

第 5 条 施設長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 施設長の任期が満了するとき。
- (2) 施設長が辞任を申し出たとき。
- (3) 施設長が欠員になったとき。

2 前項第 1 項に該当する場合の選考は、任期満了の 30 日前までに、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、速やかにこれを行わなければならない。

(教員の選考)

第 6 条 教員の選考は、運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

(選考委員会)

第 7 条 教員の選考に当たっては、運営委員会に教員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設ける。

2 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 施設長
- (3) 運営委員会が選出した教授 4 人

3 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 選考委員会は、国立大学法人富山大学教員選考基準により教員候補者を選考し、運営委員会に選考

経緯を付して報告する。

(教員候補者の推薦)

第8条 運営委員会は、前条第4項の者を教員候補者として学長に推薦する。

2 前項の推薦に当たっては、当該教員候補者の選考経緯を併せて学長に報告する。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命されるセンター長は、この規則施行日の前日において富山大学機器分析センター長であった者を、この規則により選考されたものとみなし、任期はセンター規則第8条第2項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 この規則施行後最初に任命される機器分析施設長、極低温量子科学施設長及び放射性同位元素実験施設長は、この規則施行日の前日において富山大学機器分析センター長、富山大学放射性同位元素総合実験室長及び富山大学極低温量子科学研究センター長であった者を、この規則により選考されたものとみなし、任期はセンター規則第9条第2項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。